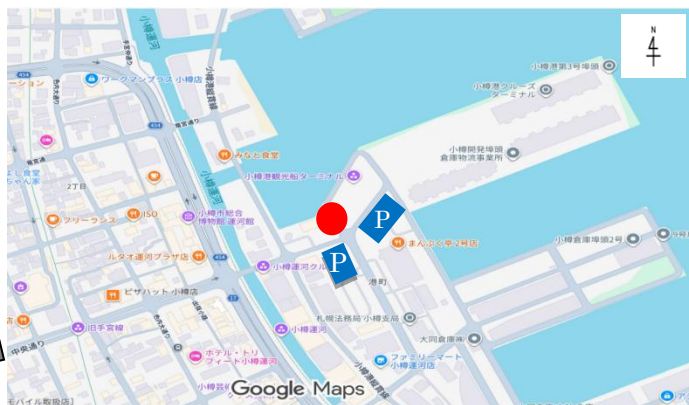


第3号ふ頭の基部にある緑地(通称「おたるポートスクエア」)では、魅力向上や活性化を図ることを目的に、みなと緑地PPP(港湾環境整備計画制度)を導入しています。緑地内にあるイベントエリアでは、みなと緑地PPP認定事業者により、にぎわい創出に資するイベントが定期的開催されますが、認定事業者のイベントがないときには、一般の団体等にもご利用いただけます。

□ 施設概要

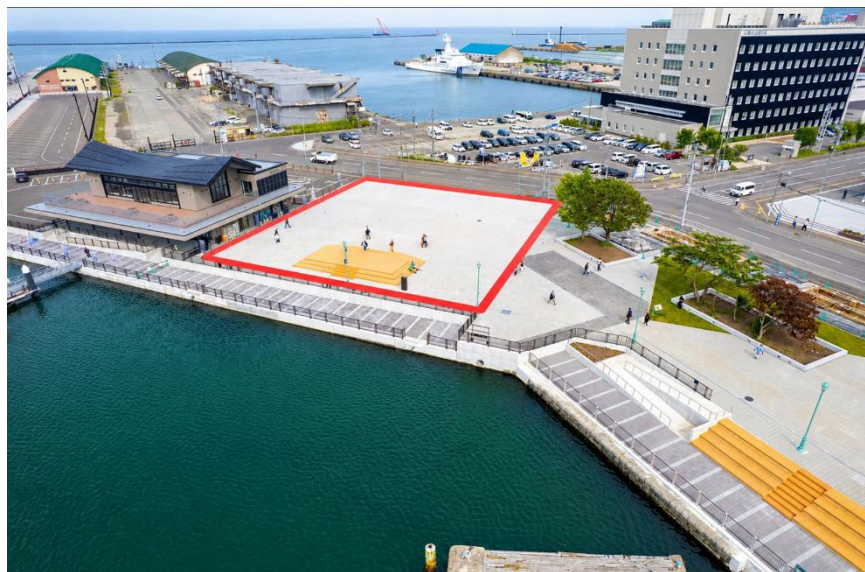
面積：約1,600㎡(全面舗装「平板ブロック」、イベントステージあり)



※ イベントエリアは、下記の写真の赤枠で囲まれた範囲となります。

※ 駐車場はありませんので、周辺の観光駐車場をご利用ください。

至小樽駅



□ 利用できるイベント

- ・不特定多数の者の来場を促し、周辺を含めた賑わいの創出を図ることを目的としたイベント(ただし、次に掲げる事業等は利用できません)
 - (1) イベント等に伴う出店ではなく、単に飲料や食べ物の販売だけを目的としたもの
 - (2) 特定の宗教団体、政党、若しくはこれらの外郭団体(以下「宗教団体等」という。)の活動のほか、宗教団体等の勧誘活動及び緑地利用者が対象となることが予想される普及宣伝活動等の要素を含む事業
 - (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当する事業
 - (4) 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等の事業
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団又は暴力団員が実質的に関与していると認められる事業及びその利益となる活動
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、イベントエリアの目的に即さない事業等

□ 利用期間 ・ イベントの開催時間

- ・利用期間は 5 日以内
- ・午前 9 時から午後 8 時まで

□ 利用料金（使用料）

1日当たり 9,238円

※イベントで使用する水道及び電気の設置費用、使用料金等は使用者の負担となります。

□ 利用申込方法

- (1) 利用を希望する日の 6 か月前から予約ができます（予約申込書を提出）。
- (2) 企画書等を添付の上、利用日の概ね 2 か月前に申請書を提出していただきます。
- (3) 市で利用日時を決定後、ご利用いただきます。

※事前に小樽市 HP で空き状況を確認してください。なお、直近の空き状況は、担当までお問い合わせください。

※市で利用日時を決定後、「使用許可書」と使用料の「納付書」を発行します。使用料は、市が定める期日までに指定金融機関にて納入してください。

※申請書等の様式は小樽市 HP からダウンロードできます。



小樽市 HP

□ 利用上の注意

イベントエリアの利用に当たり、次に掲げる行為は禁止します。

- (1) 駐車場として使用すること。
- (2) 掘削、杭打ち、ペイント、油汚れ等により施設の汚損や損傷を与えること。
- (3) 直火で火気を使用すること。
- (4) 騒音や臭いなどにより周辺環境を損なうなど、近隣の事業活動又は住民生活に支障となる行為
- (5) 周辺道路の車両又は歩行者に危害が及ぶおそれがある行為
- (6) 前各号に掲げるもののほか、イベントエリアの管理上、支障があると認める行為

<担 当>

小樽市産業港湾部 港湾室港湾業務課

047-0007 小樽市港町 5 番 1 号

TEL (0134) 23-1107

FAX (0134) 23-1109

e-mail kowan@city.otaru.lg.jp

本書の記載事項は 2026 年 7 月現在の内容です。今後、変更となる場合があります。